

平成26年三重県議会定例会

予算に関する補助金等に係る資料

平成26年3月

- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号）第5条の規定により提出します。
- この資料は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し1,000万円以上の補助金等を交付することが見込まれるものについて、補助事業者等ごとに記載されています。（法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものを除きます。）
- 番号欄は、部の通し番号となっています。

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農林水産部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
86	経営体育成支援 事業費補助金	未定	481,128 (H26.4)	大雪により倒壊・損壊した 農業者等の生産施設の撤 去及び再建、修繕に要す る経費について支援する。	(目的・理由) 被災した農業者等の経 営継続に向けて生産施 設の再建、修繕等を支 援することにより、地域 農業等の維持を図る。 (根拠) 農林水産部関係補助金 等交付要綱	市場の不完全性 被災した農業者等の経営 継続への支援を通して地 域農業等の維持を図るこ とによって、農業の振興及 び食料の安定供給等につ ながることから、公益性を 有する。	担い手育成 課	農林 水産 業費	農業 費	農林 漁業 経営 体育 成費	地域農政推 進対策事業 費